

アメリカ合衆国向け冷凍のあさり、はまぐり及びいがいの輸出承認について

輸出注意事項 1 2 第 1 1 1 号(12.12.28)

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第2の34の項に掲げるアメリカ合衆国向け冷凍あさり、はまぐり及びいがいの輸出承認については、平成13年1月6日から下記により行います。

なお、「アメリカ合衆国向け冷凍あさり、はまぐりおよびいがいの輸出承認について」(昭和38年7月12日付け38通局第1942号・輸出注意事項38第45号)については廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、アメリカ合衆国とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の34の項に掲げるアメリカ合衆国向け冷凍あさり、はまぐり及びいがいとする。

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に輸出承認申請書2通を提出させるものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

申請理由書

輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類いずれかの写し1通

当該申請に係る冷凍のあさり、はまぐり又はいがいが、別に定める衛生基準に適合した製造場で製造されたものである旨の厚生労働省医薬局長が発行する証明書の原本及びその写し2通

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。

5 証明書の発行

アメリカ合衆国向け冷凍あさり、はまぐり又はいがいを輸出しようとする者は、厚生労働省医薬局食品保健部基準課に申請書2通を提出して証明書の発行を申請することができる。